

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第25号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支給単位期間） 第 9 条の 3 〔略〕 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 （1） 〔略〕 （2） 休職条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により休職にされ、法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第 1 項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第 2 条の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第 2 条の規定により配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 （3）～（5） 〔略〕	（支給単位期間） 第 9 条の 3 〔略〕 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 （1） 〔略〕 （2） 休職条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により休職にされ、法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第 1 項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第 2 条の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第19条第 1 項の規定により部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>をし、自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第 2 条の規定により配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 （3）～（5） 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。